

赤い羽根共同募金



遺贈・相続財産のご寄付をお考えの皆さまへ

- ▶あなたの大切な想いを、未来につなぎませんか。
- ▶故人のご遺志を、地域社会のために役立てませんか。

【遺贈とは】

遺言により、ご自身の財産の一部またはすべてを、特定の個人や団体に贈与することです。

【赤い羽根共同募金】

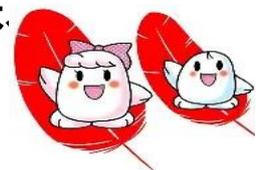
共同募金は、募金から助成まで、市民の皆さまのご協力により成り立っている国民的な運動です。集まった寄付金により、全国すべての都道府県、市町村で、福祉団体やボランティア等に対して毎年5万件を超える助成が行われ、福祉課題解決のために役立てられています。

【使いみち】

子どもたちの健やかな成長、高齢者の生きがいづくりや健康増進、障がいのある方の交流、生活に困窮している人の支援など、「じぶんの街をよくするしくみ」として、地域の社会福祉課題を解決するために使われます。

相続された遺産（財産）の「共同募金会」へのご寄付には、**相続税がかかりません。**

三重県共同募金会にお気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】

社会福祉法人 三重県共同募金会

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内

電話 059-226-2605 miekyoubo@miewel.or.jp

赤い羽根共同募金の使いみちについて、一部をご紹介します。

赤い羽根共同募金は、民間の活動として戦後直後の1947年（昭和22年）に、住民が主体の取組みとしてスタートしました。当初は戦災の罹災者や戦争孤児など、戦争により被害を被った方々の支援において活動していました。

現在では主に子ども、高齢者、障がい者などの分野の地域福祉活動を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを支援しております。

また、災害時にはボランティア活動の支援や社会福祉施設の復興等にも活用されています。



子どもたちの福祉教育ために！



高齢者の方の生きがいづくり、健康増進のために！



障がいのある方の交流のために！



自分が生まれ育った地域のために！

赤い羽根共同募金は、これまでも、これからも「地域の助け合い」により課題を解決する活動を支援していきます。

